



会 報

# やまぐち

No.60

平成7年

10月発行



山口県土地家屋調査士会

## 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 着任のごあいさつ 山口地方法務局局长 清田 勝 男 ..... | 3  |
| 第48回定時総会開催される .....             | 4  |
| 会長就任のごあいさつ .....                | 8  |
| 副会長再任にあたって .....                | 10 |
| 副会長就任にあたって .....                | 11 |
| 就任のごあいさつ 総務部長 .....             | 13 |
| "    財務部長 .....                 | 13 |
| "    業務部長 .....                 | 14 |
| "    広報部長 .....                 | 14 |
| "    広報担当理事 .....               | 14 |
| 支部長就任ごあいさつ 下関支部長 .....          | 15 |
| 徳山 " .....                      | 15 |
| 岩国 " .....                      | 15 |
| 防府 " .....                      | 16 |
| 萩 " .....                       | 16 |
| 宇部 " .....                      | 16 |
| 理事会報告 .....                     | 17 |
| 総会後の反省を踏まえて会員に関する一考察 .....      | 19 |
| 不動産表示登記事務取扱要領の施行について(提案) .....  | 31 |
| 投稿                              |    |
| 研究室の研修旅行 .....                  | 36 |
| 焼物雑感 .....                      | 38 |
| 地券発行にる至まで .....                 | 39 |
| 事務局だより                          |    |
| 会務報告 .....                      | 43 |
| 会員異動状況 .....                    | 43 |
| 新入会員の横顔 .....                   | 44 |



## 着任のごあいさつ

山口地方法務局長

清田 勝 男

8月1日付けの人事異動で山口地方法務局長を命ぜられ、名古屋法務局から御当地へ参りましたものです。前任の片山局長同様によりしくお願い申し上げます。

私は、名古屋法務局の出身でほとんど名古屋局での勤務でしたが、その後、津、仙台、金沢の各局を経験し、再度名古屋局で職員課、総務管理官等を担当しておりました。こちらはまったく初めての勤務であり、加えて、法務局を取り巻く現下の厳しい諸情勢に鑑みて、新しい職責の重さを痛感しているところです。

これからは、皆様方の御協力を得て、心を新たにこれまでの経験を活かして、与えられた重責を果たすべく奮力ながら精励努力する所存ですので、よろしく御指導・御支援のほどをお願いいたします。

今日、法務局が進めております登記事務のコンピューター化は、来るべき21世紀の情報化社会に向けて、登記制度が国民の社会経済生活の最も重要な基盤をなすものとして、その需要に的確に応えて、機能することにより、国民へのサービスの向上を図ることを目的として行われているのですが、同時に法務局の事務処理体制の充実強化・執務環境の整備にもつながるものであり、これを積極的に推進することは、私ども法務局職員に課せられた重要な責務であります。

現在、当局では、本局登記部門でコンピューターへの移行作業を急がせて実施しているところです。この事業を円滑に推進させるためには、調査士会及び会員の皆様方の御理解と御協力が是非とも必要になりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、山口県土地家屋調査士会の益々の御発展と会員の皆様方の御健康を祈念いたしまして私の着任のあいさつとさせていただきます。

## 第48回定時総会開催される



平成7年度の定時総会が平成7年5月31日（水）午前10時30分から、山口グランドホテルに於いて開催された。出席者数は会員総数 260名のうち委任状出席92名を含む 215名であった。小嶋副会長司会のもとに、高田副会長開会を宣し、黙祷、倫理綱領唱和、乗川会長挨拶の後、表彰式があり次の方が栄えある表彰を受けられた。

### ○山口地方法務局局長表彰

功績表彰 田中拓朗・八木哲郎・鶴巻栄一・瀬口潤二  
永年表彰 熊本憲司・新谷賢治・山本紀夫・藤井宏紀  
杉田幾郎・徳本富士男・木下 勝・白根圭子  
中村正美・中田久男

### ○日本土地家屋調査士会連合会会長表彰

石田 豊・磯部豊盛・楠木栄省・前田博司

### ○山口県土地家屋調査士会会長表彰

河村誠一・平井敏生・青木正治・堀家 徹  
鶴田 誠・楠木俊夫・中山茂紀・竹田健治



## ○山口県土地家屋調査士会会長感謝状

来賓挨拶、祝電披露の後、議長に三好一敏会員が選任され、副議長に青木正治会員が指名された。次いで、出席人員の報告、議事録署名人の指名がなされ、乗川会長より平成6年度の会務報告の説明があり、議事に入る。

### 第1号議案

1. 平成6年度事業報告及び一般会計収支決算報告承認の件
2. 平成7年3月31日現在一般会計財産目録承認の件
3. 平成6年度用紙等特別会計決算報告承認の件
4. 平成6年度証紙会計決算報告承認の件
5. 平成6年度互助会会計決算報告承認の件
6. 山口県司調会館運営委員会会務報告及び決算報告及び決算報告承認の件

以上、一括上程され、それぞれ執行部より説明、監査報告、質疑応答の後一括採決され、可決承認。

次いで、

### 第2号議案

会則一部変更の件

### 第3号議案

1. 平成7年度事業計画案審議議決の件
2. 平成7年度収支予算審議議決の件

それぞれ執行部より説明、質疑応答の後一括採決され可決承認。

### 第4号議案

役員改選の件

会長・副会長の選任は役員推薦委員会の推薦による方法で乗川会長、高田副会長、小嶋副会長、瀬口副会長が選任され、承認可決された。ここで議長の司会により、乗川良介が会長承認を受諾し、新任会長、副会長を代表し就任挨拶をした。

つづいて、乗川会長から名誉会長に新本前会長を推挙したい旨提案があり、盛大な拍手によって承認決定された。又、顧問、相談役については次回の理事会で決定し報告する旨の発言があった。

予定の議事終了の後、議長・副議長は降壇した。

次いで新入会員の紹介があり、午後3時35分、高田副会長の閉会の挨拶で、第48回定時総会はとどこおりなく終了した。

なお、平成7年度事業計画は下記の通り決定した。



## 平成7年度事業計画案

### 1. 総務部

- (1) 申請書補正状況、証紙貼付状況及び非調査士の調査の実施並びに公嘱登記の実態調査
- (2) 新入会員研修会の開催（2月開催予定）
- (3) 諸規則集の整理検討

### 2. 財務部

- (1) 共済、保険、年金制度の充実発展を図る。
- (2) 高齢者会員の福祉優遇措置を図る。
- (3) 会員親睦クラブの充実と、その入会者の増加を図る。
- (4) 経理に関する諸規則の検討

### 3. 業務部

- (1) 研修会開催
- (2) 法務局登記部門と協議会の開催
- (3) 県用地課と法務局登記部門との協議会の開催
- (4) 支部企画委員と業務部との合同会議の開催（2回開催）
- (5) 測量調査実施要領による業務指導
- (6) 不動産表示登記事務取扱要領の周知徹底
- (7) 報酬額運用の業務指導

### 4. 広報部

- (1) 会報やまぐちの発行
- (2) 「表示登記の日」のPRの推進
- (3) 境界標設置キャンペーンの実施  
新聞広告及びテレビスポット放映等
- (4) 土地家屋調査士制度PR看板の設置

### 5. 研究室

- (1) 「公図のない地区の研究」の成果発表
  - (2) 「地籍調査完了地区での地図の取扱」の研究
  - (3) 毎月第3土曜日に研究室会議の開催
-



## 会長就任のごあいさつ

山口県土地家屋調査士会

会長 乗川 良介

去る5月31日開催の、山口県土地家屋調査士会第48回の定時総会には、山口地方法務局、片山局長殿を始め、来賓多数の御臨席のもと、定時総会に锦上添花を添えて戴き、又会員の皆様方には例年に優る多くの出席をみ、盛会裡に総会を終了したことに対し、この紙上を借りて、先づもってお礼を申し上げます。

その総会において、不肖私が、再び会長に推挙され、職務の重責を肌でひしひしと感じているところであります。

幸い三副会長全員が留任され、部長も四部長の内、八木、西本、増満各三部長が再選され、理事多数も残って戴き、安定した、会務の執行が出来ることを心強く感じているところであります。

私が初めての会長就任に当り、モットーとして掲げた「会への帰属意識の高揚と、コミュニケーションの充実」が結実しつつあり、更なる結束により、制度充実のために、役員共々、一層の努力を致しますので、会員各位の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

「継続は力なり」と申しますが、当山口会は、諸先輩の役員を中心として、結束充実した良き伝統を持つ会であります。今後も旧に優る安定した会を築造して参りたいと思います。

さて、前期二年間は、新本名譽会長の後を引き継ぎ、私で果して、会の運営ができるか不安な二年間でありました。しかしながら、役員各位の御身のご努力により、無事会務の執行を何とかなしとげることが出来ました。

その間、不登法の一部改正、制度制定45周年記念事業等、多くの研修、事業等もあり又、内にはあっては私のモットーの一端として親睦クラブの発足等、制度の充実にかかわる事業も実施致しました。



特に親睦クラブの発足は、趣味を同じくする会員間のもとより、関係他業士会並びに関係者間の交流に伴う、コミュニケーションの場として、我々調査士制度の理解を深める場として大いなる効果を上げていただいているところであります。今後益々の充実発展をお願いするものであります。

ところで、20世紀も終わろうとしています今年土地家屋調査士制度45周年の節目を迎え、表示登記制度も充実期に入って参りました。表示登記の重要性は申すまでもありませんが、先ず、現地の安定化に努めなければなりません。現地の安定化を図る第一の目標は筆界点に境界杭の設置を励行することであると思います。筆界点を誰が見ても分かる様に明示することこそ、表示登記の安定化に結び付き、それを実施する専門家は私達土地家屋調査士のみであります。会員一人一人が境界杭の重要性を国民にPRし、制度の意義と、不動産の権利擁護の為実行しようではありませんか。昨年の境界標設置キャンペーンを一年限りとせず、今後永く続けて展開してこそ意義があると思います。山口会の事業計画においても、継続的事業として参りたいと存じていますので、一層の御理解・御協力を重ねてお願い致します。

土地家屋調査士会は強制会であります。一會員のすべての行為は、会の行為であります。

連合会、ブロック協議会、単位会は連動して目標を定め、土地家屋調査士法第一条の目的に向かって、會員一丸となって邁進致しましょう。そして、来る21世紀を迎える制度制定50周年を盛大な祝賀の場として構築しようではありませんか。

最後になりましたが、會員各位の、御健勝と御活躍を祈念して、私の会長就任のごあいさつと致します。

## 副会長再任にあたって

副会長 瀬口潤二

過日の定時総会で再び副会長に選任されました。2期目は言い訳が利かないので大変なプレッシャーを感じています。特に、今回は、業務部の担当となりました。業務部は、2期目の西本部長、難波副部長、渡辺理事と再投板の沖潮理事と本部経験者で構成されましたので皆様の期待に応えうる強力な実行部隊になるだろうと感じています。

昨年から特に力点を置いている「境界標設置キャンペーン」は、21世紀に向けた不動産登記制度の在り方や不動産登記制度に関わるものの資質の転換が求められていると意識しています。

不動産登記制度の内、権利の登記については、世界に誇るべき完璧に近い制度と呼ばれているにもかかわらず、権利の客体たる土地そのものの特定機能については、非常に危機的な状況を孕んでいることも事実です。

17条地図を備えるといいながら、取引の多い都市、市街地における地図の状況は、目を蔽わざるを得ない状況です。この状況の責任を行政官庁に負いかぶせ嘆いていても始まりません。積極的にできるところから、始めましょう。

分筆登記の依頼を受けたなら、嫌でも、最低限、依頼された一筆全体の調査が必要です。積極的にこんな機会に境界杭を打ちましょう。

境界杭の存在しない土地の筆界認識が、如何に大変であるかということを実感している専門家は、土地家屋調査士以外にはいません。

*バブル経済は終焉しました!!*

*手続きは、現地の安定をまって正確に!!*

*土地の境界線の確定が、不動産登記制度の基礎です!!*

21世紀にむかって、過去を踏み台にしての飛躍が求められています。

業務部の仕事は、この飛躍への方向性を先取りしていくことと考えています。

最後に、2年間業務部と精一杯、乗川会長を支えたいと考えていますので宜しくおねがいします。また、業務部に対する御批判は、遠慮なく発言してください。

## 就任のごあいさつ

副会長

高田 吉雄

平素は会務全般にわたり、会員の皆様には大変ご協力をいただいております事、厚く御礼申し上げます。

去る5月末の定時総会に於きまして、三たび副会長に選任され、初理事会におきまして総務、財務担当となりました。支部並びに本部役員を通じ約18年間、業務部（旧企画部）オンリーでありましたので、いささかとまどっていますが、総務部、財務部はいずれもベテランの部長さんが留任されましたので、いろいろと教をいただきながら勉強していきたいと思っています。

昨年度は全国あげての境界標設置キャンペーン、調査士松本大会等、総力あげてのPR活動にあけくれましたが、今年度も境界標設置キャンペーンの継続と、表示登記事務取扱い要領の改訂がこの7月1日より施行されています。私達土地家屋調査士の専門とも云える一筆の境界確定作業につき取扱要領として位置付けをされた事であり、総務部、広報部とも連携をとり会員の皆さんへの周知徹底、一般の方々へのご理解を図ってゆきたいと考えます。

本部、支部を通じ、総会、研修会等、いろいろな催し事等が企画されますが、会員の皆様、ぜひ全員参加の願いを致しまして私の就任のコメントとさせていただきます。

本会の執行部に対しご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 副会長就任に当たって

広報担当副会長

小嶋 慎一郎

その器でもない者が、引き続きお世話するようにと再任を頂きました。振り返っても、大した仕事はできておらず面映い気がしておりますが、それでも、零細事務所の主としては、結構大変なことで「今迄やって来れたのだから大丈夫でしょう」という天の声によりやっとの思いで就任を承諾させて頂きました。

さて、平成5年の細則42条の4第2項の改正から始まって、先般は、登記事務取扱要領が改正され、境界杭が土地の特定における益々重要な役割を果たすことになり、まさに、測量図と現地の合一が要求されております。

一方で、これに対応すべく調査士の資質の向上が要求されており、また一般人に対する周知も必要となっております。こうした時代の流れの中において、広報部を担当させて頂き、責任の重大さを感じているところであります。今期は、これらの点を踏まえ、できるかぎり会員の皆様の声を吸い上げながら、調査士制度のPRを行って参りたいと思います。

また、過日の総会においては、会費、証紙会計等について様々な貴重なご意見を頂きました。いずれまた、値上げの時期が来ることを考えると、これら貴重なご意見を広報誌上により再確認し、皆様のご意見を集約しながらスムーズな会の運営の一助とさせて頂くことも広報の重要な役目と考えております。

広報部は、私を除いて全員が交代となりましたが、今期は高杉部長を筆頭に阿部、河内、上村各理事というそれぞれが、精鋭の迫力にあふれたそうそうたるメンバーで構成されておりますので、立派にお役目を果たしたいと思っております。

会員の皆様には、ご意見、投稿など無理難題をお願いすることもあろうと思いますが、どうぞ宜しくお願い致します。

## 各部部長就任のごあいさつ



総務部長 八木 哲 郎

選任をすぎて、隠居する年になっても未だ頑張って居ります。会長を始め、会員の皆様方の足を引っ張ることになるかも知れませんが、一生懸命勤めますので宜しく御指導、御協力をお願いします。

「分け入っても分け入っても緑ばかり」

人生に終点はありません。



財務部長 増 満 増 郎

去る6月13日の理事会で再び財務部長のお仕事を引き継ぐことになりました。精力ながら精一杯にこの重責を果たしたいと思っておりますので、会員の皆様どうぞよろしく御願いいたします。

また、前任者の申し送り事項やご意見を尊重しながら、財務部担当の高田副会長のご指導のもと、下関支部の楠木副部長、事務局の方々と一緒に財務部の将来や今後の諸問題を十分討議研究し、経理・厚生に係わる業務を更に前進させたいと存じます。

財務部の事業としましては、(1) 会費制度の充実及び有効な予算編成 (2) 共済（特に調査士会互助会）制度、保険・年金制度の充実を図りながら、更に国民年金基金のご加入をすすめたい。(3) 高齢者会員の福祉優遇措置を図りたい。(4) 会員親睦クラブの充実と、その入会者の増加を図りたい。(5) 経理に係わる諸規則の検討をすすめたい。

以上について、会員の皆様のご意見やご要望を賜りますと同時に財務部に対する格別のご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。





業務部長 西本 聡 士

本部へ出てきて3期5年目、今回も過去2期間様業務部  
でお世話になる事となりました。

この間、新報酬額の実施、細則42条14の2項の改定、連合会熱海研修で準則123条た  
だし書を削除せよとの声に「なんのことやら」と思っていたら、新不動産表示登記事務  
取扱要領の実施とめまぐるしく変化する流れの中で気づいてみたら部長留任という事態  
となり、自分の勉強不足を日々反省する毎日です。

これで終わり、これで終わりと思いつつ瀬口新担当副会長にお尻をたたかれながらの  
毎日が始まっています。

広報部長 高杉 千河生

去る6月13日第1回理事会におきまして、広報部の部長として指名を受けました。理  
事3年目であまり理解出来ておりませんが、広報活動により土地家屋調査士に対して一  
般の方々の認識が生まれてくるのではないかと期待しております。

法が施行され約45年、業務内容や測量機械等が進歩しているにも拘わらず古いイメー  
ジはまだ残っている様です。GPSで測量しコンピューターを駆使して、携帯電話  
を持って行動している土地家屋調査士が活躍している現在、新しい広報活動をと考えて  
おります。古い物を切り捨てるのではなく、21世紀への躍進を考え努力したいと思いま  
すのでよろしくお願い致します。



広報担当理事 河内 正 幸

初めて本会の理事に就任いたしました。

出来るだけ何もせずに過ごそうと思っておりましたが、何らかの役に就かなければな  
らないようで、広報部を担当することになりました。

私の事務所の者に迷惑をかけないよう心掛け、他の役員の方の足を引っ張りながら頑張っ  
てみますのでよろしくお願い致します。

## 支部長就任挨拶



下関支部長 溝口 保二

本部理事、支部長と何とか任期を全うし、今度こそ役員に選任されまいと、役員推薦委員として務めて安心も束の間、支部長として帰りを待たせながらも“狂い咲き”の感がして居ります。

開業20年来、支部、本部の何らかの役員に選任され現在に至っている所ではありますが、これまでの経験を生かし、会員皆様方の英知をお借りして、支部運営はもとより、本部執行部の土台となれる様努力する腹でございます。

今後一層のご支援、ご協力をお願い申し上げまして就任の挨拶とします。

徳山支部長 田中 拓朗

2期目になりました。支部のありかた、研修のありかた、いろいろ進めていかなくてはいけない課題がたくさんありますが、もう一期じっくりやってみたいと思います。よろしくお願いたします。

岩国支部長 浦井 義明

平成3年、岩国支部長に始めて就任した年にゴルフを始めました。素質はあると思うんですが、一向に上達しません。口だけは達者になりました。天は二物をあたえないものです。



防府支部長 友景 稔

支部長を拝命し考える事は、ゴルフに例えればパー4のホールで3オン3パットの心境である。新役員のパートナーは全員2オン2パットである。自分の未熟さ能力不足を痛感している次第です。従って無理をせず、力まず自然体で18ホールを終えスコアにムラはあっても、100で上がれば上出来だと考えております。本当は90台で上がりたいのですが、会員の皆様には協力の程よろしくお願い致します。

萩支部長 三好 一 敏

平成7年4月、新年度が始まる時点での会員数は18名。4年前に支部長を引き受けて2名の会員が減ってしまったが（減少率10%）今年度7月1名の新入会員が入会してきた。我が支部にとっては平成元年10月入会者以来の大いなるニュースである。北浦地区の過疎化がこの業界にも押し寄せて来たのかと常々心配をしていたのであるが・・・。

支部長職を4年間経験するとかなり全副疲労を起こしてくるのが我ながら良く分かる。新しい施策アイデアが極端に減少し、マンネリ化する。メッキが薄いために錆が出始める。これではいけないとペンキで補修を試みるが、色がなかなか決まらない。不感の4歳を過ぎること早8年。せめてこの2年間は感わない支部長職を勤めたい。



宇部支部長 水津 久太郎

諸先輩方のご指導をいただき、入会以来、早や25年が経ちました。支部理事、本部理事を経て今年支部長に選任されました。

賑々しい世の中ですが、進路を間違わず会発展のために微力を尽くすつもりです。

## 1 回目理事会報告

平成7年度理事会が支部長会と合同で平成7年6月13日午後1時30分より山口湯田温泉「共済苑」に於いて、垂川会長以下、副会長、監事、理事、支部長、綱紀委員の出席のもと、開催された。

会長挨拶の後、全員の自己紹介、議事録作成者、議事録署名人の指名がなされ議事に入った。

①顧問に萩の三好敏夫先生、相談役に萩の竹内重信先生を委嘱し、②部会の編成を連合会組織に合わせ次の通り決定した。

### 総務部

担当副会長 高田副会長  
理 事 八木(部長)、本光

### 業務部

担当副会長 樋口副会長  
理 事 西本(部長)、難波  
渡辺・沖潮

### 支部長会

議 長 溝口支部長  
副 議 長 田中支部長  
研究室長 瀬口 周二

### 財務部

担当副会長 高田副会長  
理 事 増清(部長)、楠木

### 広報部

担当副会長 小嶋副会長  
理 事 高杉(部長)、阿部  
河内、上村

### 綱紀委員会

委 員 長 井尻富士夫  
副委員長 野村 幸人



## 山口県土地家屋調査士会役員名簿

(任 期 平成7年5月～9年5月)  
平成7年6月1日現在

| 役 職     |         | 氏 名     | 支 部       | 役 職       | 氏 名     | 支 部       |           |         |    |
|---------|---------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|----|
| 会 長     |         | 乗 川 良 介 | 徳山        | 室 長       | 瀬 口 潤 二 | 宇部        |           |         |    |
| 副 会 長   | 担 当 部   | 総務・財務   | 高 田 吉 雄   | 研 究 室     | 研 究 室   | 桑 原 堯     | 山口        |         |    |
|         |         | 業 務     | 瀬 口 潤 二   |           | 宇部      | 〃         | 難 波 文 雄   | 岩国      |    |
|         |         | 広 報     | 小 嶋 慎 一 郎 |           | 山口      | 〃         | 宮 崎 幸 三   | 下関      |    |
| 理 事     | 総務部     | 部 長     | 八 木 哲 郎   | 室         | 〃       | 打 越 充 浩   | 下関        |         |    |
|         |         | 副 部 長   | 本 光 誠 二   |           | 宇部      |           |           |         |    |
|         | 財務部     | 部 長     | 増 満 増 郎   | 綱 紀 委 員 会 | 綱紀委員長   | 井 尻 富 士 夫 | 岩国        |         |    |
|         |         | 副 部 長   | 楠 木 俊 夫   |           | 下関      | 〃副委員長     | 野 村 幸 人   | 山口      |    |
|         | 業務部     | 部 長     | 西 本 聡 士   |           | 徳山      | 綱紀委員      | 細 野 毅     | 徳山      |    |
|         |         | 副 部 長   | 難 波 文 雄   |           | 岩国      | 〃         | 徳 本 富 士 男 | 防府      |    |
|         |         | 部 員     | 渡 辺 剛 通   |           | 徳山      | 〃         | 長 田 幸 三   | 萩       |    |
|         |         | 部 員     | 沖 潮 宗 男   |           | 下関      | 〃         | 平 山 正 昭   | 宇部      |    |
|         | 広報部     | 部 員     | 高 杉 千 河 生 |           | 宇部      | 〃         | 米 原 茂 樹   | 下関      |    |
|         |         | 副 部 長   | 阿 部 次 男   |           | 防府      | 支 部       | 支部長会議長    | 溝 口 保 二 | 下関 |
|         |         | 部 員     | 河 内 正 幸   |           | 岩国      |           | 〃 副議長     | 田 中 拓 朗 | 徳山 |
|         |         | 部 員     | 上 村 栄     |           | 萩       |           | 支 部 長     | 浦 井 義 明 | 岩国 |
|         |         |         | 〃         |           | 友 影 稔   |           | 防府        |         |    |
| 監 事     | 代表 監事   | 木 下 勝   | 防府        |           | 支 部 長   | 〃         | 青 木 正 治   | 山口      |    |
|         | 監 事     | 岩 本 正 一 | 萩         | 〃         |         | 三 好 一 敏   | 萩         |         |    |
|         | 監 事     | 福 田 真 一 | 下関        | 〃         |         | 水 津 久 太 郎 | 宇部        |         |    |
| 名 誉 会 長 | 新 本 清 人 | 岩国      |           | 〃         |         |           |           |         |    |
| 顧 問     | 三 好 敏 夫 | 萩       | 相 談 役     | 竹 内 重 信   | 萩       |           |           |         |    |



## 総会後の反省を踏まえて 会費に関する一考察

財務部長 増 満 増 郎

平成7年5月31日第48回定時総会が、山口グランドホテルにおいて盛大に開催されました。名正副議長の公正かつ適切なるご判断により第1号議案から第4号議案まで長時間慎重に審議が行われ、つつがなく承認、議決に至りましたことは、会員皆様の大なるご協力とご理解によるものと深く感謝致しております。しかし、この総会に対し貴重なご意見やご提言を頂いたことは、これを真摯に受けとめ、執行部一同今後の研究課題として検討・協議を進めなければならないことを肝に銘じ、少しでも解決していく方向に持っていかなければならないと存じます。

特に、会費2000円のアップにつきましては、会費に関する規定や、証紙会計運用規則の第6条規定3号にある、一般会計の助成金（証紙会計繰入金）についての諸問題に関して、会員の皆様のご要望や新しいアイデアを頂きながら、これを集約し最善の方途を生み出したいと考えます。そのため、財務部としては、資料第1～資料第3までを作成しましたが、これが会員皆様の判断材料・参考資料ともなれば幸甚の至りと存じます。今後いろいろな情報・データを集めることは、大変な作業となりますが、その大役を果たしたいと思っておりますので、会員の皆様からのご意見を頂きたいと存じます。

さて、財務部としての事務執行は、会則第46条第3項に定められていますが、基本的には、先輩諸会員の方々が、調査士会設立以来、会費および特別な会費等の運営資金を拠出され、有形無形の財産を築かれ、調査士制度および業務の改善発展に尽くされ、今日の立派な調査士会に成長されたものと存じます。したがって、執行部としては、これらの資産を保有・遵守し、健全な運用を計っていくことが急務であり、そのためには、効果的・現代的な予算執行に努めることが肝要かと理解致しております。

以下、次に述べることは、馬鹿を重ねた筆者の感想・愚見で誠に恐縮に存じますが、近来調査士会の事業費（主として、調査研究費、指導連絡費、広報費）が年々増加し、これに伴い会長・副会長・役員の方々や事務局に活発な活動が要求される状況となりました。

昨年度は、特に全国土地家屋調査士松本大会への参加、境界標設置全国キャンペーン、

記念講演会、テレビ出演、街頭宣伝、展示場等、寝食を忘れての大変なご苦勞、ご心痛があったことが想起され、この感動は、筆舌に尽くし難いものを覚えました。

若い役員の方々が、調査士会のため一生懸命取り組まれた、この「やる気」の積極的・意欲的なお気持ちを尊重し、暖かく見守ってあげなければなりません。本年度の予算書も、おかげを持ちまして、若い役員の方々が、活動しやすいものとなり、有効、価値ある各種の行事が展開されるものと期待致しております。それぞれ各部で予算を頂きましたが、立派な効果ある行事や、責任ある仕事を遂行することは、並大抵のことではないと思っております。

このように述べて参りますと、高経験者会員や若い会員の皆様には、いろいろのお考えや思いが脳裏に閃かれる事柄が多々あると思っておりますが、資料から山口会という単位会の財務をいかにすべきかについて考えられますことを列挙してみますと

1. 一般会計を主として、賄う会費、および証紙会計から一般会計への助成金については現状のままでよいかどうか？
2. 代表監事からご指摘を賜ったように、会費の負担は、公平の原則から水平的公平と垂直的公平を考える時機に来ているのではないかと？
3. 平成6年10月20・21日、連合会会議室で開催された全国土地家屋調査士会経理担当者合同会議で、日調連からご説明を受けたように、日調連の通達をまって定額会費・比例会費に関する問題を考えるべきか？（ただし、筆者は比例会費または、事件割合会費という名称を用いて良いか、どうか未だ示されていないと考えています。）
4. 更に、会則を変更して会費を定額会費と比例会費に位置づけることが、調査士会の発展的事業費に対応し、よき成果を生むことができるかどうか？（司法書士会では既に定額会費と事件割合会費で運営がなされその比率は、約半々といわれています。）
5. 証紙会計支出事業として、事務所（会館）の維持管理・建設のために必要な資金をどれだけ確保・保有するか？その第6条規定を見直すか？

以上、思うがままを羅列しましたが、財務部としてもっとも困難な課題といえましょう。一方、会員の福利厚生、高齢者福祉優遇措置、財務の資産管理および互助会規則の見直し等様々な問題点に波及することも予想されます。

今後は、総務部・広報部・業務部および事務局とも連携し、会長ご指導のもと問題解決に努力致したいと存じます。調査士会の発展は、勢い会員事務所の発展につながり、その逆も真なりと考えます。最後になりましたが、会員の皆様からのご叱正とご指導をお願い申し上げます。

## 参考関係規定（抜粋）

### 1. 土地家屋調査士法

#### （調査士会の会則）

#### 第15条

#### （8）会費に関する規定

#### （会則の認可）

第15条の2 調査士会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならない。ただし、8号に掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。

### 2. 山口県土地家屋調査士会会則第46条第3項

#### （財務部）

3 財務においては、次に掲げる事務をつかさどる。

#### （1）入会金及び会費の徴収に関する事項

#### （会 費）

第71条 会員は、別紙第一の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

### 入会金及び会費に関する規定

#### （会費の金額）

2. 会費は、1月当たり金 12,000円とする。

### 山口県土地家屋調査士会証紙会計運用規則

#### （証紙代金納付方法）

第2条 表示に関する登記申請1件当たり金 300円の調査士会証紙を以って納付する。

#### （証紙会計支出事業）

第6条 証紙会計により支出する事業は次の通りとする。

（1）事務所の維持管理のために必要な資金

（2）本会互助会の助成金

（3）一般会計の助成金

資料1 各調査士会 会費及び特別な会費一覧表

| 会名  | 会員数<br>(人) | 会費<br>(1人月/円) | 変更年度<br>(実施) | 特別な会費       |                |                |                |                              |
|-----|------------|---------------|--------------|-------------|----------------|----------------|----------------|------------------------------|
|     |            |               |              | 証紙1枚<br>(円) | 証紙年間<br>売上(万円) | 共済会費<br>1人月(円) | 会館建設<br>1人月(円) | 備考<br>(名称・手続等)               |
| 東京  | 1,780      | 13,000        | 5年           |             |                |                |                |                              |
| 神奈川 | 916        | 10,000        | 5年           | 200         | 2,400          |                |                | 規則                           |
| 埼玉  | 939        | 8,500         | 3年           | 200         | 1,745          |                |                | 特別会費<br>規則、総会承認              |
| 千葉  | 671        | 10,000        | 4年           | 250         | 2,400          | 3,000          |                | 規則、総会承認                      |
| 茨城  | 453        | 8,000         | 元年           | 500         | 2,160          | 2,000          |                | 特別会費<br>規則                   |
| 栃木  | 307        | 12,000        | 6年           | 500         | 2,010          |                |                | 規則、総会承認                      |
| 群馬  | 362        | 9,000         | 4年           | 300         | 1,370          |                |                | 規則                           |
| 静岡  | 667        | 8,000         | 6年           |             |                |                |                |                              |
| 山梨  | 138        | 8,000         | 4年           | 500         | 1,000          |                |                | 規則、総会承認                      |
| 長野  | 580        | 8,000         | 4年           | 350         | 1,680          |                |                | 比例会費<br>会則、総会承認              |
| 新潟  | 482        | 8,000         | 3年           | 250         | 1,270          |                |                | その他年1.3万円<br>規則、総会承認         |
| 大阪  | 1,084      | 13,000        | 4年           | 300         | 3,000          | 入会15万          | 入会20万          | 規則、総会承認                      |
| 京都  | 258        | 10,000        | 62年          | 350         | 1,300          |                | 5,000          | 規則、総会承認                      |
| 兵庫  | 721        | 10,000        | 3年           |             |                |                |                | 特別会費<br>規則、総会承認              |
| 奈良  | 168        | 12,000        | 6年           | 300         | 532            |                |                | 規則、総会承認                      |
| 滋賀  | 148        | 12,000        | 6年           | 300         | 630            |                |                | 事件割会費<br>会則、総会承認             |
| 和歌山 | 149        | 12,000        | 6年           | 300         | 600            |                |                |                              |
| 愛知  | 934        | 12,000        | 4年           | 300         |                |                |                | 規則、総会承認                      |
| 三重  | 259        | 10,500        | 5年           | 200         | 800            |                |                | 規則、総会承認                      |
| 岐阜  | 362        | 13,000        | 5年           | 600         | 2,169          |                | 入会5万           | その他1回1,200円<br>規則、総会承認       |
| 福井  | 128        | 10,000        | 4年           | 800         | 1,528          |                | 2,000          | 規則                           |
| 石川  | 185        | 11,000        | 6年           | 500         | 1,000          | 2,000          |                | その他入会10万円<br>比例会費<br>会則、総会承認 |
| 富山  | 156        | 10,500        | 5年           | 500         | 1,000          |                |                | 総会承認                         |
| 広島  | 451        | 11,500        | 6年           | 100         | 480            | 1,500          |                | 規則                           |
| 山口  | 260        | 10,000        | 3年           | 300         | 839            | 入会3万           |                | 規則                           |

- 注) 1. 山口会では平成7年5月31日の総会で会費12,000円、平成7年1月8・9日の理事会で入会50,000円を決定しています。  
 2. 会費・会員数は平成7年6月19・20日の連合会第51回定時総会議案書資料、特別な会費に関することは平成8年10月20・21日の全国土地家屋調査士会経理担当者合同会議資料より記載しました。  
 3. 特別な会費の備考欄は、その会費を定めるための手続きについて記入しました。



会員数、会費 平成7年4月1日現在 特別な会費 平成6年4月1日現在

| 会 名 | 会員数<br>(人) | 会 費<br>(1人月<br>/円) | 変更年度<br>(実施) | 特 別 な 会 費   |                |                |                | 備 考<br>(名称・手続等)                              |
|-----|------------|--------------------|--------------|-------------|----------------|----------------|----------------|--|
|     |            |                    |              | 証紙1枚<br>(円) | 証紙年間<br>売上(万円) | 共済会費<br>1人月(円) | 会館建設<br>1人月(円) |  |
| 岡 山 | 296        | 11,000             | 6年           | 100         | 724            |                |                | 証紙負担金<br>規則、総会承認                             |
| 鳥 取 | 105        | 11,000             | 5年           | 600         | 650            | 2,000          |                | 互助会費証紙<br>規則、総会承認                            |
| 島 根 | 128        | 10,800             | 4年           | 300         | 360            | 1,500          |                | 規則、総会承認                                      |
| 福 岡 | 691        | 10,000             | 4年           |             |                | 2,300          | 1,100          | 共済会費<br>規則、総会承認                              |
| 佐 賀 | 136        | 10,000             | 5年           | 400         | 600            |                |                | 証票紙<br>規則、総会承認                               |
| 長 崎 | 223        | 11,000             | 6年           | 400         | 1,000          |                |                | 特別会費<br>規則、総会承認                              |
| 大 分 | 225        | 8,000              | 2年           | 300         | 660            | 1,000          |                | 規則、総会承認                                      |
| 熊 本 | 327        | 10,000             | 4年           | 350         | 1,174          | 1,150          | 500            | 証票紙負担金<br>規則、総会承認                            |
| 鹿児島 | 348        | 9,000              | 5年           |             |                |                |                |  |
| 宮 崎 | 214        | 9,000              | 5年           | 500         | 530            | 500            |                | 特別会費<br>規則、総会承認                              |
| 沖 縄 | 200        | 7,000              | 63年          | 150         | 405            |                |                | 総会承認   |
| 宮 城 | 331        | 10,000             | 63年          |             |                |                |                |  |
| 福 島 | 385        | 11,500             | 6年           |             |                | 2,500          |                | 掛金<br>規則、総会承認                                |
| 山 形 | 262        | 10,000             | 6年           | 500         | 1,000          |                |                | 責任証紙<br>規則、総会承認                              |
| 岩 手 | 264        | 10,000             | 5年           |             |                | 2,300          | 2,000          | 負担金<br>規則、総会承認                               |
| 秋 田 | 222        | 10,000             | 5年           | 300         | 660            |                |                | 規則、総会承認                                      |
| 青 森 | 202        | 8,000              | 4年           | 250         | 700            |                |                | 規則、総会承認                                      |
| 札 幌 | 361        | 11,000             | 2年           |             |                |                | 入会25万          |  |
| 函 館 | 74         | 10,000             | 3年           |             |                |                | 3,000          | 規則、総会承認                                      |
| 旭 川 | 75         | 9,000              | 2年           |             |                |                |                | 事業分庫負担金<br>規則                                |
| 釧 路 | 112        | 11,000             | 4年           |             |                |                | 入会3.6万         |  |
| 香 川 | 181        | 11,000             | 5年           | 1,000       | 1,998          | 年16,000        |                | 規則、総会承認                                      |
| 徳 島 | 158        | 10,000             | 5年           | 1,000       | 1,658          |                |                | 比例会費、会則<br>規則、総会承認                           |
| 高 知 | 161        | 10,000             | 4年           | 1,000       | 1,450          |                |                | 特別負担金<br>規則、総会承認                             |
| 愛 媛 | 273        | 11,000             | 6年           | 900         | 2,250          |                |                | 規則、総会承認                                      |
| 計   | 18,512     |                    |              |             |                |                |                | 特別会費 5<br>比例会費 4<br>会則 4<br>規則 38<br>総会承認 36 |



## 資料2

## 山口県土地家屋調査士会の会費に係わる

| 年 度  | 会員数<br>(人)    | 一 般 会 計        |                       |                   | 証 紙 会 計     |              |                     |                    |
|------|---------------|----------------|-----------------------|-------------------|-------------|--------------|---------------------|--------------------|
|      |               | 会 費<br>(1人月/円) | 決 算 額<br>(万円)         | 内、互助<br>会<br>(万円) | 証紙1枚<br>(円) | 年間売上<br>(万円) | 内、一般<br>会計へ<br>(万円) | 内、互助<br>会へ<br>(万円) |
| 昭和58 | 4月1日現在<br>282 | 6,000          | 2,307                 | 0                 | 100         | 323          | 0                   | 279                |
| 59   | 279           | 6,000          | 2,284                 | 0                 | 100         | 295          | 0                   | 277                |
| 60   | 275           | 6,000          | 2,438                 | 75                | 200         | 537          | 250                 | 230                |
| 61   | 272           | 6,000          | 2,378                 | 75                | 200         | 573          | 250                 | 230                |
| 62   | 268           | 7,000          | 2,709                 | 75                | 200         | 656          | 300                 | 230                |
| 63   | 266           | 7,000          | 2,532                 | 75                | 200         | 632          | 300                 | 230                |
| 平成1  | 262           | 8,000          | 2,805                 | 75                | 200         | 608          | 200                 | 230                |
| 2    | 265           | 8,000          | 3,090                 | 75                | 200         | 578          | 300                 | 230                |
| 3    | 269           | 10,000         | 3,368                 | 75                | 200         | 576          | 0                   | 230                |
| 4    | 265           | 10,000         | 3,226                 | 75                | 200         | 607          | 0                   | 230                |
| 5    | 260           | 10,000         | 3,554                 | 75                | 300         | 839          | 100                 | 230                |
| 6    | 257           | 10,000         | 3,877                 | 0                 | 300         | 964          | 393                 | 230                |
| 7    | 260           | 12,000         | 予算額<br>4234.5<br>100% | 0                 | 300         |              | 予算額<br>350<br>8%    | 230                |

(注) 過去の年度別総会資料より参照引用した。

## 一般会計及び証紙会計の年次推移

| 報酬額 (平均1人当り) |             | 備 考   |  |
|--------------|-------------|---|--|
| 件 数          | 金 額<br>(万円) |   |  |
|              |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昭和53年度事務所建設会計終了</li> <li>○ 昭和54年 5月21日 互助会規則施行。その後逐次改正</li> <li>○ 昭和54年 5月20日 証紙会計運用規則施行、その後逐次改正</li> <li>○ 昭和54年度より初めて高齢者優遇措置として厚生部費より31.8万円支出、その後規則が制定され現在に至っている。</li> </ul> |  |
| 146          | 506.0       |   |  |
| 134          | 551.1       |   |  |
| 137          | 595.0       |   |  |
| 143          | 660.1       |   |  |
| 135          | 724.6       |   |  |
| 125          | 800.9       |   |  |
| 130          | 872.9       |   |  |
| 134          | 1,032.6     |   |  |
| 140          | 1,152.2     |   |  |
| 139          | 1,240.7     |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 12,000円 = 9,550円 + 1,250円 + 1,000円 + 200円</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p>会費</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>純会費</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>連合会<br/>納付金</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>連合会<br/>共済会費</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ブロック<br/>会費</p> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">→ 純会費とは、本調査士会のため直接充当できる会費部分をいう。</p> |
|              |             |   |  |

## 平成7年度第1回支部企画委員 と本部業務部との合同会議

日時 平成7年7月7日(金) 午後1時30分より午後4時30分まで

場所 司調会館

出席者 本部役員 乗川会長、瀬口副会長、西本部長、難波・渡辺・沖潮各理事

支部企画委員 岩国 大森委員、沖広委員

徳山 田中委員、高木委員

防府 三刀屋委員、裕田委員

山口 福原委員、大田委員

萩 藤津委員、伊藤委員

宇部 町委員、若林委員

下関 打越委員、米原委員

### 開会午後1時30分

山口県内各支部の精鋭を集めて開催する支部企画委員と本部業務部との合同会議は、業務部の事業の中で最も重要な位置を占める会議であり、是非、この会議での議論を各支部へ持ち帰り、活発な事業展開をお願いするとの乗川会長の挨拶後、協議事項へ入りました。

### 協議事項

- (1) 平成7年度支部研修実施計画について、各支担当者より自己紹介ののち発表があり、質問等を受けた。(別紙資料参照)

特に本年4月より実施の不動産表示登記事務取扱要領の実施に伴う研修会が、各支において企画され、「測量成果の点検方法」等の誤差に関する研修も多く実施される予定になっている。

## (2) 報酬額の運用について

これまで特に土地を中心に協議を行ってきたが、平成7年度の報酬額の統計によると、土地は広島会を抜き中国ブロックトップの位置についている。しかし、建物においては低迷しているため、建物の報酬額について協議を行った。金額的には建物表示登記が平均8万円を超えることが望ましいということで意見の一致をみた。

## (3) 報酬額目安の作成について

この議題は前年度より引き継がれ、今回その決定を見る予定であったが、議論が多く再度業務部案を提示することになった。

## (4) 表示登記事務取扱要領の改正について

筆界確認書、立会証明書、実地調査書について山口県方式を決定する予定であったが、議論が分筆登記における残地の取扱いに集中し、その決定には至らなかった。今後この事務取扱要領を整備する為

- ・広大な土地の取扱い
- ・分筆比（分筆する土地と残地の比）の問題
- ・17条地図の取扱い
- ・長狭物に関する取扱い

又、残地部分に紛争等がある場合の図面作成の問題等について法務局登記部門との協議を行う必要があると、各支部企画委員より問題提議された。

最後に、今回の会議は目安表作成も含め議論が伯仲し、会議時間延長を余儀なくされるものとなった。

## 平成7年度支部

| 支部   | 項目                                  | 第 1 回   | 第 2 回  |
|------|-------------------------------------|---|--|
| 岩国支部 | 日 時<br>内 容<br><br>対 象<br>費 者<br>用 者 | 7. 4. 15 (土) 16 (日)<br>「GPS測量について」 <small>廣ソキア広島支店</small><br>「地図混乱地域の基準点の設置計画」<br>講師 浦井支部長<br>会員・補助者 | 7. 6. 17 (土)<br>「不動産表示登記事務取扱要領改正の再確認」<br>講師 本部阿部理事 浦井支部長<br>会員・補助者 |
| 徳山支部 | 日 時<br>内 容<br><br>対 象<br>費 者<br>用 者 | 7. 7<br>「不動産表示登記事務取扱要領の改正について」<br>講師 本部役員<br>会員   | 7.<br>「報酬額の運用について」<br>(特に要領改正に伴う変更点)<br>講師 未定<br>会員                |
| 防府支部 | 日 時<br>内 容<br><br>対 象<br>費 者<br>用 者 | 7. 6. 16 (金)<br>「不動産表示登記事務取扱要領について」<br>講師 高田副会長<br>会員・補助者   | 7. 8<br>「報酬額の運用について」<br>講師 本部役員<br>会員                              |
| 山口支部 | 日 時<br>内 容<br><br>対 象<br>費 者<br>用 者 | 7. 8<br>「住宅金融公庫の取扱について」<br>講師 山口市内銀行職員 建築士<br>会員  | 7. 11<br>「表示登記事務に関する境界確認の取扱業務」<br>講師 山口土木建築事務所<br>会員               |
| 萩支部  | 日 時<br>内 容<br><br>対 象<br>費 者<br>用 者 | 7. 8<br>「報酬額の運用について」<br>(事務研修)(法務局との協議会)<br>会員  | 7<br>「県等の用地測量の検討」<br>(測量図と境界杭の建植状況等)<br>会員                         |
| 宇部支部 | 日 時<br>内 容<br><br>対 象<br>費 者<br>用 者 | 7. 8. 26 (土) ~ 27 (日)<br>「測量成果の点検方法 (技術研修)」<br>「表示登記事務取扱要領について」<br>(事務研修)<br>会員・補助員                   | 未定   |
| 下関支部 | 日 時<br>内 容<br><br>対 象<br>費 者<br>用 者 | 7. 8<br>「報酬額改定及び事務取扱要領説明会」<br>講師 支部執行部<br>会員・補助者  | 7. 11<br>「報酬額改定及び事務取扱要領の問題点」<br>講師 支部執行部<br>会員・補助員                 |



## 研修実施計画予定

| 第 3 回   | 第 4 回                                   |
|---|---|
| 未定  |   |
| 未定<br>(法務局との合同協議会)<br>講師 未定<br>会員・法務局職員                     |   |
| 7. 11<br>「取扱要領及び技術研修」<br>講師 本部役員<br>会員                      | 8. 2<br>「重要項目を協議し実施する」<br>講師 本部役員<br>会員 |
| 未定<br>「研修旅行」<br>会員・司法書士                                     |   |
| 未定<br>県外研修旅行  |   |
| 未定  |   |
| 未定<br>「国調地域に関する問題点及び<br>同地域の地図訂正について」<br>講師 支部執行部<br>会員・補助者 |   |

## 不動産表示登記事務取扱要領の施行について（提案）

岩国支部 洪瀬清治

この度の要領の改正は、国民経済に大きな影響を与えるものと認識して以下のご提案を申し上げます。

### （提案）

この度の要領の施行に際しては、広く山口県民に対しマスコミなどを通じて、以下の点を強調した広報活動を実施すべきものと考えます。

1. 【測量者の印鑑証明書】の送付を求めることとしたこと。
2. 【土地の分筆では全体の測量】を求めることとしたこと。

なお、広報活動の例としては、商法改正による最低資本金引き上げに際して設けられた周知期間中のマスコミ報道の例があります。

### （説明）

#### 1. について。

官公署は、測量業者に、表示に関する登記に必要な測量を請け負わせています。この度の要領では、測量者には印鑑証明書の提出を求める旨、定めています。この印鑑証明書の添付により、測量者の職業（既知）以外に

住所、氏名、生年月日

が判明します。

ところで土地家屋調査士法第19条1項は、非調査士の取締りを明記し、第24条1項で、違反に対し1年以下の懲役または30万円以下の罰金を課す旨を規定しています。また、刑事訴訟法第239条2項では、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならないことと定められています。

この度の印鑑証明書の添付により、測量者が特定でき、証拠となる測量図は登記所の管理下にあるため、告発状作成に際し必要な事項がほぼ揃ったこととなります。つまり、登記所の職員が告発を簡単にすることが出来ることになるとともに、我々土地家屋調査士でも比較的簡単に出来るようになったことです。

これを受けて、告発を急に実施することになれば、過去の経緯からして混乱を招

くのは必至ですから、しかるべく周知期間をとり、広報に努めるべきと考えます。

## 2. について

### 【不動産登記法の前提を探る】

不動産登記法は第17条で、登記所に地図及び建物所在図を備えることとしています。

この法が予定した17条地図は、全国各地で法務省主導で作成されているものによって初めて、その実態をこの世に現したものと言えるでしょう。

この17条地図作成に際しては、筆界点に永久標識を埋設して測量し、作図されています。

この17条地図が備え付けられた地区で、1筆の一部が売買の対象となって分筆を依頼された場合に、土地家屋調査士はどのような測量方法を採用しているのでしょうか。

まず1筆全体を測量して、現存する境界標識が地図の筆界を表しているかどうかの検討をすることから始めています。

隣地との筆界が正しいかどうかは、1筆全体を測量して個々の境界標識の移動量を検討し、しかるのちに登記簿面積との比較点検をして判断を下しているとのこと

です。

このような調査方法を採用することで、不動産登記法上良しとされるのは、

**筆界の全点に永久境界標識が設置**

されていることが大前提です。

ところでこの17条地図の備え付けを規定した昭和35年当時には、今日のような光波測距儀やGPS測量機はなく、したがって基準点測量自体が専門機関である国土地理院の行う国家プロジェクト的なものであったことが充分窺えます。

このため、法務省が想定していた局地的な17条地図作製作業に際しても、測量の基本を基準点に置いて、基準点から筆界を特定するという思想がなく、①筆界点全点への標識の設置と、②その存在を前提に表示登記手続きが組み立てられたものと思われる。

1筆測量の器械は平板を前提にしていたはずですから、1筆の特定の為には1筆全体を測る以上の良い方法がなく当然と言えば当然です。

こうしてできた17条地図が備え付けられていることを前提にした、分筆登記手続

きの規定だとすれば、

- ①筆界の確認に際しては、当然1筆の全体を測量して地図と比較する方法によることだけを念頭に置いており（復元測量や隣接土地所有者の現地立地を前提にしていないことは添付書類の規定から明らか。）
- ②分割前の一筆の土地の全体のみを測量して作図した、分割前の土地の形状の測量図を添付することを求め、
- ③かつ17条地図であることによって当然に全体形状も全体面積も正しいのであるから、地積の測量図の作製に際しては、分割後の土地のうち1筆については、測量をしても、求積及びその方法を明らかにすることなしに、差引計算で地積を表示して良い

こととしたものと考えられます。

今回の要領の規定は、この①②③の考え方そのままであり、これは準則の規定では明確に示しきれていなかった部分を補い、改めて実施するように求めることとしたものと思われる。

#### 【現状では筆界の探索から始まる】

思うように、登記所には17条地図だけではなく（現実を肯定して）地図に準ずる図面も存在することを始めから認めていけば、表示登記に関する規定も自ずから別のものとなっていたことでしょう。

前提が間違っただけのまま30数年経った今日においても、現実には正面から向かうことなく、要領の改定によって、昔正しいと信じた方法を実施するように求めていると思えます。

我々にとって問題なのは、理想と現実を区別しないで法の適用を迫られることでしょう。

ところでいま現在は、基準点測量を測量の出発点にした法務省の数値17条地図や、筆界標が設置されていない国土調査の成果が17条地図に指定されて備え付けられつつあります。

また精度的には遜色のない土地区画整理図なども閲覧に供せられ、その上山口県の特徴である、公図の中でも最高級の部類に入る分間図も利用に供せられているという現状の中で、一律に昭和35年当時には想像上の産物であったはずの「17条地図」の存在を前提にした規定をそのまま適用するよう求められることにはいささかの疑

問を呈せざるを得ません。

不動産登記法の「17条地図」と、国土調査法の地籍図が名称変更した「17条地図」とでは、作製意図も精度も現地境界標の有無も全く違ういわば、似て非なるものです。

このことを無視した取扱いには、当然に無理が出てきます。

特に我々土地家屋調査士から見て、登記手続きを進める上で作業量に多大な影響を与えるのは、1筆の全体測量ではなく、地籍図名称変更で出来た「17条地図」の場合に必要な隣接地主の立会を得て行う筆界点の調査確認作業です。

単に全体測量して作図すれば良いのであれば、何も今回の要領を問題にはしませんし、全点埋石地区の17条地図であれば簡単なことです。

しかし、現状の地籍図名称変更「17条地図」を「前提」にすれば、全点に永久境界標識を設置することや全体を測量すること自体には理念的に賛成できるとしても、国民の理解を求める努力をすることなしに実施を求めるやり方には異論を唱えざるを得ません。

なお、「測量」だけについて言えば、地籍図名称変更「17条地図」の地区では、我々土地家屋調査士は、筆界の調査のために1筆の範囲を越えて広範囲の土地を測量しているのが実態であるということを申し添えておきます。

要領においては、この一番大切にして時間も費用もかかる大変な筆界の調査確認作業に触れてはなりません。第6条で境界標、第7条で恒久的地物を規定し、そして第8条では地積の測量図の規定となっていて筆界確認基準は規定されていない。

地図が持つ筆界確認資料としての重要性からも分かるように、地図の出来不出来や良不良が、**筆界の調査確認作業の難易度** を大きく左右することになることをご理解されて、地図や作業のレベルに応じた測量作図求積条件を定めるべきです。

今のままでは、現実の作業で大きな比重を占め、また将来の紛争発生の可能性をほぼ決定づける筆界の調査確認作業を諸規定の行間を読んで試行錯誤的に進めることとなります。

一律に分筆前の土地全部を「測量」した土地の形状を図示することを求めるのではなく、地図の良不良に対応した事務処理要領を制定して、地図の種類による筆界調査の難易や、土地取引上の費用対収入の観点からも再考の余地があると考えます。



**【法秩序と国民経済への影響】**

まして、山口県民にしてみれば、必要な部分のみの測量で分筆登記ができるという状態が一般常識化している中で、行政手続き法も施行された情報化社会の今日、なんらの情報もマスコミに流されず、急にある時点から取扱いを変えましたというのでは、法秩序の維持の観点からも好ましいものとは思えません。

現在の表示登記事務処理上で求められている筆界の調査確認作業は、決して簡単に行えて安価な費用で遂行できるものではありません。

特に地籍図名称変更「17条地図」の地域においては深刻な問題であるとの認識で、我々土地家屋調査士は一致しております。

今回の要領の文言どおりに実施するとなれば、規定外に求められている筆界の調査確認作業のため、我々土地家屋調査士は、国民県民に数カ月の時間と多くの経費の負担を求めざるを得ないこととなります。

これは土地取引に資するための不動産登記法が、その運用において、経済活動の動きにブレーキを掛けたり、事業遂行経費の増大を招いて、日本経済に少なからぬ悪影響を与えるものと思われます。

登記所の窓口にも、苦情が寄せられることでしょう。

マスコミを通じて周知を図る必要性があるとする理由です。

これには、土地家屋調査士会も協力することとして、昨年初めて行われた境界標設置全国キャンペーンが利用できます。まだ1回行われただけですが、このキャンペーンを推進する中で、全点に永久境界標識を設置する必要があることを訴え、国民県民の理解を得る努力をするべきであると考えます。

## 投稿

## 研究室の研修旅行

難波文雄

総会も終了し、研究室も2年間の区切りとして、研修旅行を行った。

当初の目的は、測量の先駆者である伊能忠敬館の見学に行こうというものであった。忠敬館の所在地は、千葉県佐倉市ということであったが……？。6月17日(出)広島発13:29の新幹線“のぞみ”で一路東京へ。行った人、山口・桑原研究員、下関・打越研究員と私。残念ながら下関・宮崎研究員は、仕事の都合で欠席。室長の瀬口氏はというと、東京で合流ということで宇部空港より飛んだらしい。東京へ17:24着、取り急ぎ池袋のホテルへ。4名が集まったところで、夕食ということになったが、「さて、どこへ行く？」。すかさず瀬口室長が「サンシャインに行こう。」ということで、本日の夕食は、サンシャインビルの59Fのレストラン。豪華な夕食でリッチな一時。本日は、「これにておやすみなさい！」となるはずが夜の散歩後に各々の部屋へと別れた。

さて夜が明けて、18日(日)。目的の伊能忠敬館目指して出発進行。東京駅から総武線で佐倉へ。約1時間経過後佐倉へ到着。「忠敬館はどこですか？」地図買って探すも、それらしきものは無い。「佐倉じゃないんか？」打越研究員が電話で問い合わせ。「佐倉じゃないよ!!佐原にあるって!!」誰が言い出したのか全員“佐倉”と思い込んでいたらしい“サクラ”と“サワラ”確かにサとラは合っているが。ここから又電車で45分余りかけてやっと“サワラ”へ。やっとの思いで伊能忠敬館へ着いてみると、入館料はタダ!!期待の内に入館したが興味のない人達はものの5分で退館するような所。幅15mといったところ。展示品も私達にはおもしろい物だか普通の人には「なんじゃ…これ？」に違いない。ガッカリ退館、昼食に名物のソバ喰って、「ついでじゃ!佐倉で降りよう!!」佐倉の国立歴史民族博物館へ。これが又、広いの広くないの第1サティアンから第2サティアンまでである。第3サティアン見学中にアナウンス「あと5分で閉館となりますので。よろしくお願いします。」第4・5サティアンは次回のお楽しみということになった。その夜は恵比寿のガーデンプレースで食事。これが又、風が強くて寒いので寒くないのって…寒〜い。

さて又夜が明けて19日(月)はというと、ホテル発後国会議事堂近くの水準原点、ロシア



| 1980. 3. 31 現在 |          | 1979. 3. 31 現在 |          |
|----------------|----------|----------------|----------|
| 種別             | 延床面積 (㎡) | 延床面積 (㎡)       | 延床面積 (㎡) |
| 校舎             | 1,234    | 1,234          | 1,234    |
| 体育館            | 500      | 500            | 500      |
| 講堂             | 250      | 250            | 250      |
| 事務室            | 100      | 100            | 100      |
| 図書室            | 150      | 150            | 150      |
| 音楽室            | 100      | 100            | 100      |
| 美術室            | 100      | 100            | 100      |
| 理科室            | 100      | 100            | 100      |
| 家庭科室           | 100      | 100            | 100      |
| 保健室            | 50       | 50             | 50       |
| 特別教室           | 100      | 100            | 100      |
| その他            | 100      | 100            | 100      |
| 計              | 3,584    | 3,584          | 3,584    |

1980年 3月31日現在  
 延床面積 3,584㎡  
 1979年 3月31日現在  
 延床面積 3,584㎡

大使館近くの経緯度原点と一等三角点を見学。いずれも無料。その後日調連総会の会場ホテル・メリディアン・パシフィック東京へ。総会の途中で、3名中座、一路帰途へ。副会長職の瀬口氏は、居残り、総会終了後22日～25日まで事務所の旅行へ合流すること。「丸々一週間も休んで大丈夫かな？」と皆で心配しながらも、広島へ着いたのが19:52。短いような長いような2泊3日の研修旅行。

伊能忠敬館は、ガッカリだったが、まずまずの日程であった。又今度皆で別の所へ行こうということとなった。今度は、目的地を間違えないよう事前の調査を入念に。しかし、誰がやるのかなあ？。

## 焼 物 雑 感

本 島 義 博

我が家の玄関に40×60センチ、蓋付幾何文様鍋島の大壺が置いてある。高価ではないらしいが私はこの焼物が好きだ。疲れて帰ったとき、いつも私をやさしく迎えてくれ、心が和む。妻は押し入れに仕舞うと場所をとるからと、もう長年玄関に置いている。息子がまだ幼い頃、この壺は「秘密の壺」と言って大切にしているおもちゃやお菓子を中に入れたものだった。我が家の焼物は全て義父から譲られたものだから、この壺がまだ義父のところにあるとき、酒好きな義父はこの中に一升瓶を隠して義母の目を盗んではよく飲んだそうだ。義父にとってもまさしく「秘密の壺」だった。

玄関の棚の上には花が描かれた一升徳利があるが、この徳利からは酒好きの義父の気持ちがなんとなく滲み出てるような気がする。

床の間には口の小さい萩焼きの壺を置いている。普段ゆっくりこの壺を眺めることはないが、法事の時この壺が悲しそうな表情をしていることに気がつく。焼き物はいつも同じ表情をしているように見えるが、折々焼物を造った陶芸家の心が現れるような気がするのである。時には人を楽しい気持ちにさせ、時には悲しい気持ちにもさせる、なんとも不思議なものだ。

## 地券発行に至るまで

下関支部 前田博司

明治初年において、地券発行のためにどのような地押丈量が行われたか、当時その調査に携わった人々の日記などから抜粋して紹介してみよう。

### 『古谷道庵日乗』

豊浦町大字字賀の村医であった古谷道庵の日記には次のような記事が見える。

(明治3年11月) 26日 中貞来り話に曰く、田部近在既に吏人田島山河を検す、太だ厳しと云々。

(5年4月) 5日 孫兵等今日村中高貢田を検す。

11日 主人戸籍有る事。

17日 金田俊平・藤永喜平戸籍検役を為し来る。戸数人口年齒生日毎戸口糊住人姓名ならびに番号を検す。余家豊浦郡第9大区1685番と為す。

(5月) 四日 戸籍成り、畔老印を請う。及ち市太に命し、之に印す。

20日 畔老吉三・清介・清右来り居屋地を検す。余家または之に加わる。

(10月) 12日 吏人孫氏に來り、禾田を検す。

(11月) 25日 孫氏診を請う。則ち各村に至り検地の事。

(12月) 2日 (副戸長の) 二人及び佐々木忠七助之其他村老相会し田地を検す。村老唱えて曰く、明3日は明治6年1月1日、各家元旦の式行く能わず、ただ之を諾了するのみに終る。

(6年1月) 1日 唯平・孫平・忠右等村老及び村人を率いて検地。余また出て之を視る。7日熊石曰く、今日地検吏人山口より来る。

(4月) 17日 券地吏人原元義来り宿す。

27日 社人及び畔老新介等山畑を検す。

(8月) 31日 孫兵等及び畔老忠右78人來り地券図画を為す也。

(9月) 17日 午前松屋に入る。村浦人等集る。地検の事也。

19日 畔老等なお会集して地券を為す。

(7年9月) 20日 孫氏に至る。此日村人を召し、地券を致す故也。



(8年6月)14日 途上村吏往来曰く、山地役人来り検すと。嗚呼吏人また種の時の忙しさを知らずや。

### 『松花堂日誌』

小串(現豊浦町)の庄屋高須讓の日記には次のように地押丈量から地検発行に至る経緯が記されている。庄屋は明治新政府になって副戸長と改称されていた。

(明治5年12月)2日 地券掛役所を訪ぬ。長官在らず、西田また。井上理など有り。

規則書数冊を受け取り、略其の手続きを聞く。

(明治6年1月)5日 藤永氏に至り地券検査手続きを論ず。けだし石川謹在る也。

6日 此の日石川謹淹留。地券の故を以て当村百姓中を集会せしめ、田畠の等を集議せしむ。此の事件午後六時に終る。故に此の日地券検査に取り掛かる事を得ず。

7日 午前7時より検査に取り掛かる。石川謹・藤永喜及び余也。12時渡辺大属、福原少属右官員来臨、則ち我輩の試検する処の可否を問う。即時遂に藤永氏に於いて地券見込みの方向を質問す。後三時分袂、此の日我輩検査する処意味相違するの故を以て、更に来る9日を以て試検の期と定め、此の日を止む。

9日 第12時より藤永と同く、稲荷山畠地券検査に取り掛かり、終日にして終る。

10日 昨日地券の図面を清書す。

11日 午後藤永喜と地券歩引表を論ず。しかれども歛延無税地等の儀に至って今だ決議せず。

21日 石川謹至る。午前11時より地券を始む。

22日 余1人尾畑孫を連れ、地券検をなす。午後土田ヶ原を終て止む。

(2月)3日 終日野外歩行田畑を検査す。

午後6時帰る。藤永氏に於いて夜業を終り、一酌後第10時帰宿す。

4日 前日に同じ。此の日大菜切谷を始めとして、外無田谷に終る。

5日 前日に同じ。此の日権現山に始まり、中山南側に終る。

6日 午後より地検の事に掛かる。

7日 此の日野行を止め終日地図を認む。

(3月)1日 柴田正を役して、地位検査を始む。

2日 前日に同じ。午前10時石川謹至る。すなわち相共に終日野外に歩して6時帰宅す。

3日 此の夕地券掛り官後根文亮来る、夜藤永氏に於いて廻村の始末を聞く。

7日 過ぐる5日より地券の加勢として西島潮来たり今夕要用の在るを以て去る。藤岡

勘帰村、此の日余地券の事を杉村氏行なう。

10日 石川謹と同じく地位検査を為す。此の日を以て小串村田方現地試検を終わる。此の夕石川謹帰村。藤永喜今日野行の約有りて遂に至らず。けだし別に公用の在るを以てならん。

14日 午前第9時発程。石川謹、尾畑孫、余と3人今倉村に至る。12時より検査午後6時に止む。

15日 此の日終日野行を止む。小串村図画仕調残余等を調う。

16日 終日地位検査

17日 終日前日に同じ。

18日 此の日野行を止め終日図画を調う。

19日 野行、此の日地位検査終る。

21日 生米表調子図画清書等終る。

22日 此の日今倉村生米書入、図画番号等を調う。

23日 地位検査を為す。

24日 余、柴田正と同く午後まで犬啼谷を検査し、終わって帰村す。

(4月)3日 午時まで地検の事を為す。

4日 地券精検至急、官員順廻これ有り候段承り帰る故、留て諸談話を為す。

7日 午前10時地券掛官員明8日此の地辺検査として出張相成る段先触到来、午後今朝仕出し報使帰り、是れによって、右官員今夕湯谷泊の事を聞く。此の日にわかに出張の故に検査仕調に取り掛かる。夜11に至る。

8日 午後三時地券掛官員木原清小野村を検査し終て来臨、則我輩3人検見する処の地位、生米等を監検せしむ。

11日 地券の事を為す。

15日 今倉、湯玉村役人至る。是れ、近日湯谷出張の官員順廻これ有るの故に、田方惣仕調の為也。

17日 官員本郷村より引移りに付き、藤永・石川兩人湯玉村まで出張これを迎う。午後3時当村に至る。余も途上まで出る。此の夕藤永氏に於いて諸惣計を相調え、来臨の官員に差し出す。夜3時に至る、遂に事を終らず臥す。

18日 官員退去し石川謹出関。余と藤永と兩人残余の事を為す。此の日も遂に終らず。

- 19日 余一人三ヶ村合併惣計等仕調、午前11時残らず湯谷へ送る。
- 25日 此の夕6時畑方検査の儀に付き、小串村畔頭より書面至る。すなわち定則を申し遣わす。
- (5月) 18日 山本与助来り畑内検を為す。
- 19日 午後石川謹至る。此の外村役人共両3人来る。此の日畑検査帳仕詰のため也。
- 24日 此の日地券算用のため来たり居る村役人共退散。
- 25日 午後石川、藤永兩人畑方地券仕詰のため湯谷へ行く。
- (6月) 26日 藤永氏において余が地券掛退願の報を得る。いまだ職を免ぜられず也。
- 30日 午後より地券の事に付き、出関の事を藤永喜より依頼さる。すなわち船を命じて発す。
- (7月) 1日 謹介と同道、地券役所へ出張事を為し終わる。
- 5日 此の日藤永喜より申し来る地券の事を行なう。落成して田中職へ持たせ遣わす。
- (8月) 10日 此の日より地券の事件を加勢す。
- (9月) 12日 此の日午前よりまた地券算用に取り掛かる。
- 13日 前日と同じく地券の事を為す。この日を以て算用仕詰を落成す。
- 17日 藤永氏にて地券の事を加勢す。
- 22日 此の日より地検清書に取り掛かる。
- 23日 地券清書前日の如し。
- 24日 我が病い未だ全快せずといえども、推して地券清書を認たむ。
- (10月) 27日 午後藤永において地券の事を為す。
- 28日 藤永喜の地券の事を助く。
- (12月) 7日 此の日終日藤永が地検の事を助く。
- (7年9月) 13日 此の日小串村の我が地券状を請け取る。
- (11月) 27日 我が田畑地券状取調子終る。
- (12月) 1日 此の日我が地券状を記載し終る。
- (明治8年4月) 8日 此の夕地券白野某地誌編製の事に付き至る。
- (6月) 13日 昨日より12区山検査のため出張。官員同道。
- 16日 午後内田与次郎を訪い、滝部図面の事を談ず。
- 19日 此の日戸数名を合す。是れ山本が山地券の一条に付いてなり。

事務局だより

会 務 報 告

|                    |          |                         |
|--------------------|----------|-------------------------|
| 4月13日(木) 広報部会      | 6月19日(月) | } 日調連総会                 |
| 14日(金) 業務部会        | 20日(火)   |                         |
| 14日(金) 監査会         | 23日(金)   | } 中ブロック会長・業務<br>広報担当者会議 |
| 15日(土) 研究室会議       | 24日(土)   |                         |
| 21日(金) 法司調三者協議会    | 7月7日(金)  | 支部企画員と業務部との合同会議         |
| 25日(火) 理事・支部長合同会議  | 11日(火)   | 正副会長会議・広報部会             |
| 27日(木) 法務局との協議会    | 15日(土)   | 研究室会議                   |
| 28日(金) 中プロ会長会議     | 17日(月)   | 県用地課と法務局登記部門との協議会       |
| 5月12日(金) 本部研修会     | 25日(火)   | } 中プロ会長会議・監査会           |
| 19日(金) 業務部会        | 26日(木)   |                         |
| 30日(火) 定時総会打合せ会    | 27日(木)   | 法司調三者協議会                |
| 31日(木) 調査士会定時総会    | 8月10日(木) | 広報部会                    |
| 6月13日(火) 本部役員・支部長会 |          |                         |

会 員 異 動 状 況

1 会員入脱会状況

| 支 部 | 氏 名   | 年月日     | 入脱会 | 入会会員事務所      | 電 話          |
|-----|-------|---------|-----|--------------|--------------|
| 防 府 | 嶋津 郁夫 | 7. 4.28 | 廃業  |              |              |
| 岩 国 | 長井 龍夫 | 7. 6. 1 | 入会  | 柳井市南町7丁目13-9 | 0820-23-5503 |
| 下 関 | 木村 秀洋 | 7. 6.30 | 廃業  |              |              |
| 萩   | 岡村 匠  | 7. 7. 3 | 入会  | 長門市仙崎1522    | 0837-26-4361 |

2 事務所住所変更

| 支 部 | 氏 名   | 年月日                | 変 更 事 項                 | 電 話          |
|-----|-------|--------------------|-------------------------|--------------|
| 防 府 | 大田雄二郎 | 7. 2.13            | 住所 防府市西仁井令2丁目15-6       |              |
| 宇 部 | 高杉千河生 | 7. 2.27            | " 宇部市大小路2丁目1-19-1       |              |
| "   | 町 紀美幸 | 7. 3.28            | " 宇部市西梶返3丁目10番44-1      | 0836-31-2496 |
| 萩   | 河内 浩己 | 7. 6.16<br>7. 6.20 | 住所<br>事務所 長門市東深川1365の10 |              |
| 岩 国 | 高松 孝一 | 7. 5. 8            | 住所 熊毛郡平生町563-11         |              |
| 徳 山 | 奥西 貴彦 | 7.11.16<br>7. 7.22 | 住所<br>事務所 新南陽市新地町10-16  |              |
| 山 口 | 綿谷 脩  | 7. 8.14            | 事務所 山口市本町1丁目2-2         |              |

## 新入会員の横顔

徳山支部 藤井昇二 33才

〈入会（登録）年月日〉

平成7年2月1日



◎他の取得資格

司法書士

◎セールスポイント

若さ／（最近は20代の開業者も多いそうですが、山口県ではまだ若い方から数人目程度だと思います。）

◎調査士資格取得の動機

司法書士業務を行う上で調査士の業務ができる方が都合がいいと思ったため。

◎調査士会、先輩に望むこと

暖かい目で見守って下さい。

◎その他

先輩方に迷惑をかけないようがんばりたいと思います。



- 表紙写真 -

常盤公園（宇部市）

宇部市民憩いの場、常盤公園は、8種500羽の白鳥たちが優雅に泳ぐ常盤湖を中心に、広さ188ヘクタールの広大な敷地を誇る、緑と花と彫刻で彩られた総合レジャーセンターです。1961年から全国に先駆け隔年開催されている現代日本彫刻展の会場にもなっており、会場となる丘陵には、そのシンボルとも言える「鱻（向井良作）」が湖面を見下ろしています。また、昭和60年に人工孵化したモモイロペリカンのヒナが平成元年、近くの幼稚園に通い始め、全国的な話題となりました。市では、これを題材とした映画づくりに取り組み、今年7月、市民募金による宇部市映画「カッター君物語」が完成。現在、全国に向けて上映が開始され、市のピーアールに一役買っています。

発行 山口県土地家屋調査士会  
山口市駅通り2丁目9番15号  
電話 (0839) 22-5975  
FAX (0839) 25-8552  
振替 01590-5-11085  
発行者 山口県土地家屋調査士会  
会長 栗川 良介  
広報担当副会長 小嶋慎一郎  
広報部長 高杉千河生  
部員 阿部 次男  
" 河内 正幸  
" 上村 栄  
印刷所 西京コーポレーション  
山口市中央5丁目15番11号  
電話 (0839) 24-3130